

**飲んだら乗らない！  
乗るなら飲まない！  
飲んだ人には乗らせない！**



年末年始は、忘年会や新年会などでお酒を飲む機会が増える時期。飲酒運転による交通事故も多くなるので注意が必要です。「ちょっと飲んだだけだから」「運転には自信があるから」などといった運転するのは大きな間違いです。

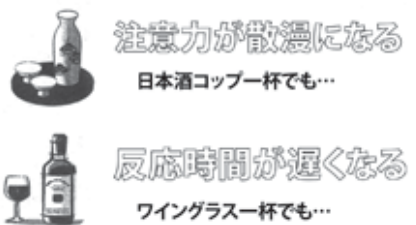
そこで今回は、福岡県交通事故をなくす県民運動本部が発表している資料を基に、飲酒

が運転に及ぼす影響や道路交通法違反のQ&A、飲酒運転撲滅に向けての家庭や地域の取り組み事項などをまとめてみました。飲酒運転撲滅にみなさんの協力をお願いします。

(資料提供) 粕屋警察署、引用文献) 総務省 監修) 広報通信)

**飲酒が運転に及ぼす影響**

**飲酒が運転に及ぼす影響**



ビール大びん2本飲んだら事故の可能性は約7倍に増えるといわれています。「運転には自信があるから」などといった運転するのは大きな間違いです。交通事故に至らなくても、お酒を飲んで運転すること自体が重大な犯罪なのです。

**脳の機能を麻痺させるアルコール**

生活のさまざまな場面で親しまれているお酒。しかし、この酒類に含まれるアルコールは、人体に強い影響を与える劇薬でもあります。アルコールは強い麻酔作用をもっており、摂取すると、脳の理性と感情をコントロールする部分や運動をコントロールする部分を麻痺させます。その結果、一時的に開放的な

**酔いは後から回ってくる**

アルコールの効果は、摂取後、1〜2時間でピークとなります。そのため、お酒を飲んだ直後は酔っていないくても、時間

とともに酔いが回ってきます。こうした状態では、飛び出しなどに対するとっさの判断はもろろん、通常の運転にも大きな支障をきたします。例えば、飲酒をしている人は、急な飛び出しなどに対する反応速度が、飲酒していない人より明らかに遅くなるのが分かっています。

**危険運転は故意の行為**

平成十四年六月に道路交通法が改正され、「酒気帯び」「酒酔い」状態での運転、いわゆる飲酒運転に対する罰則が強化されました。また、飲酒運転や悪質な運転による死傷事故の増加に伴い、新たに「危険運転致死傷罪」が創設されました。これにより、飲酒や薬物などの影響、または重大な交通の危険を生じさせる速度での運転な



どは、故意の危険運転行為とみなされ、死傷事故を起こした場合、従来の過失責任よりも重い罪に問われることとなりました。飲酒運転は、車を凶器に変える危険な行為です。運転者は、車に乗っているときだけではなく、運転する前にも、自らの体調をしっかりと把握し、「運転すること」すべてに責任をもつという意識を徹底しましょう。

表1 危険運転致死傷罪 (刑法第208条の2)

運転行為	事故の結果	罰則
アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行	人を負傷させた	1か月以上 15年以下の懲役
	人を死亡させた	1年以上 20年以下の懲役

**Q3 罰金を払わないと、どうなりますか。**

A3 罰金を払わないと、その人に対し、労働場留置や強制執行の手続がとられることとなります。労働場留置とは、罰金の支払いを命じられた人が、資力がないなどの理由で罰金全額を納めない場合、その人を刑務所(監獄附設の労働場)に留置して作業をさせることをいいます。留置される日数は裁判で決められますが、現在の場合、多くの裁判において1日の留置を罰金5,000円相当と換算されており、その場合には、罰金20万円であれば40日間、罰金30万円であれば60日間、刑務所に留置されることとなります。

**道路交通法違反のQ&A**

**Q1 罰金の金額はどのように決まるのですか。**

A1 例えば、酒気帯び運転をした人に対する処罰は、「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と定められています。検察官は、違反の内容や前科の有無などを総合的に考慮して、懲役刑に処するまでもなく、罰金とするのが相当と判断したときは、法律で定められた罰金の金額の範囲内(酒気帯び運転なら最高30万円まで、いわゆるスピード違反なら最高10万円まで)で裁判所に対し、違反者に罰金、例えば30万円を支払わせる命令を出すよう求めます。

(これを「求刑」といいます。)これを受けて、裁判官が法律で定められた範囲内で、最終的に罰金の金額を決め、違反者にその支払いを命じる裁判をします。

**Q2 罰金は必ず払わなければならないのですか。**

A2 罰金は裁判により刑事罰として科せられたものであり、必ず、所定の期間内に検察庁に納付しなければなりません。罰金は、法令に定められた刑罰であることから、刑に服すること(罰金の納付)は、裁判を言い渡された者の義務です。

**飲酒運転撲滅に向けての取り組み事項**

飲酒運転は、人の命を奪い、運転した人自身の将来をも奪います。みなさん、次のことを徹底してください。

**運転者は**

- ・飲酒運転は絶対しない。
- ・飲酒を伴う宴会などには、車を使用せず、公共の交通機関などを利用する。

**実施機関・団体では**

- ・飲酒運転の危険性、悪質性などを訴え、飲酒運転の絶無を図る。
- ・罰則強化について再認識させるとともに飲酒運転をさせないための指導管理を徹底する。

**職域では**

- ・飲酒運転「3ない運動」を徹底する。
- ・飲んだら 乗らない
- ・乗るなら 飲まない
- ・飲んだ人には乗らせない



**家庭・地域では**

- ・飲酒運転の危険性や反社会性、自己責任の重大性や悲惨な現実